

14生都協市第639号

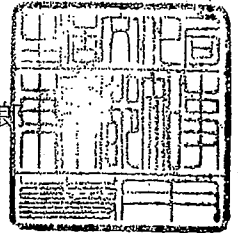
平成15年2月18日

財団法人特別区協議会

理事長 矢田 美英 殿

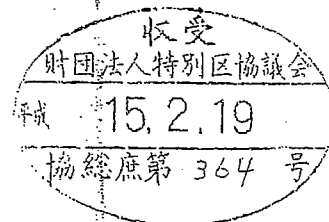
東京都知事

石原 慎太郎



公益法人の検査結果について (通知)

平成14年9月20日に実施した貴法人の業務及び財産の状況に関する検査の結果について、別紙のとおり通知します。



公益法人検査結果

1 総評

貴法人は、特別区の連絡調整を図り、相提携して円滑なる自治の運営とその発展とを期することを目的として設立され、特別区の自治に関する調査、研究のほか、東京区政会館の経営等の事業を実施されています。

今回の検査は、主として平成13年度の事業報告と収支決算について実施しましたが、貴法人の事業の執行状況は、事業計画及び収支予算に沿って、概ね良好に処理されていました。

今後は、不特定多数の者を対象とした自主公益事業の拡充に努めるとともに、寄附行為に定める役員を選任・構成、評議員を選任・構成、役員等への報酬・費用弁償など、公益法人指導監督基準に則った見直しの検討をする必要があります。

また、国においては、行政改革の一環として、平成17年度末を目途に抜本的な公益法人改革に向けた検討が進められており、本年3月末には、公益法人制度改革大綱（仮称）が発表される予定となっています。貴法人にあっても、今後の法人のあり方についての検討が必要と思われま

なお、事業の執行等の問題点については、検査時に指摘したところですが、特に下記2の事項については、その改善を図り、適正な法人運営に努めてください。

2 検討及び改善を要する事項

(1) 事業の執行等関係

ア 不特定多数の者を対象とした自主公益事業の拡充を図ること。

イ 事業計画書及び事業報告書は、寄附行為第4条に定める事業項目、事業数量等が詳細に記載されていますが、第3号事業（政府並びに地方公共団体との連絡）の内容が不明確となっていますので、具体的な内容を記載すること。

ウ 自治調整資金等の立替事業についても、寄附行為上、明確に規定されていないため、寄附行為の変更も含め検討すること。

(2) 庶務事務の処理関係

総会の委任状に、構成員以外の者を受任者として特定しているものが見受けられます。表決権の委任は適正に行うこと。なお、書面表決方式の採用も併せて検討すること。

(3) 経理事務の処理関係

ア 繰入金収入、繰入金支出の処理については、収支計算書総括表において、内部取引消去処理を行うこと。

イ 人件費（報酬、給料、賃金等）が一般会計で一括処理されていますが、特別会計を含めた会計間で按分処理すること。

ウ 互助年金事業の事業移管支出金（348,223,049円）と正味財産額（354,816,964円）が不整合となっているので、是正すること。

エ 役員報酬・費用弁償については、報酬及び費用弁償規程に基づき適正に支出すること。

オ 財産目録の総括表を作成すること。